

年金額を増やしませんか?

付加保険料納付のご案内

国民年金の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、将来、受給する年金額を増やすことができます。
付加保険料の納付を希望する人は手続きが必要です。

納めることができる人／●国民年金第1号被保険者 ●任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)
●国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

付加保険料の額／月額400円
受給する付加年金額／200円
×付加保険料納付月数
※20年間付加保険料を納めた場合、1年間で受け取る年金額は、48,000円(200円×240月)になります。

62・5332

受給期間2年で、納めた付加保険料と同額になります。
申し込み方法／免許証などの本人確認ができるものを持参し、保険年金課で申請してください。

〈注意事項〉

- 付加保険料の納付は、申出月からの開始となります。
- 付加保険料の納期限は、当該月の翌月末日となります。

付加年金額の計算式(例)

付加保険料を20年間納めると
○付加保険料の納付総額 400円×240月(20年)=96,000円
付加年金を3年間受け取ると
○1年間で受け取る付加年金額 200円×240月(20年)=48,000円 ↓
○3年間で受け取る付加年金額 48,000円×3年=144,000円

申し込み・問い合わせ先
保険年金課高齢者医療年金班

忘れずに申請しましょう！ 市県民税の申告

市県民税の申告をしないと、重要な行政サービスを受けられないなどの不利益が生じることがあるので、必ず申告をしましょう。収入がない場合でも申告が必要です。

申告をするには

受付日時／月～金曜日 午前8時30分～午後5時
※祝日は除く。

場所／税務課

必要なもの／本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、前年中の収入が分かるもの(源泉徴収票、支払明細、帳簿など)、各種控除証明書・領収書(生命保険料、国民年金保険料、地震保険料など)

申告をしないと

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。
- 入院などで医療費が高額になった際に、自己負担限度額が高くなる場合があります。
- 各種申請に必要な証明書(所得証明など)が交付されません。

申告の必要がない人

- 所得税の確定申告をしている人
- 勤務先から給与支払報告書、または日本年金機構などから年金支払報告書の提出がされている人 ※遺族年金や障害者年金のみの方は申告が必要です。
- 収入のない18歳未満の人や、市内在住の人に扶養されている人

問い合わせ先

税務課課税班 ☎62-5321

いいおかユートピアセンターで開演！ 中嶋彰子ソプラノ・リサイタル

三井住友海上文化財団

ときめくひととき 第908回

中嶋彰子ソプラノ・リサイタル

“日本人初”ウィーン市立音楽芸術大学教授に就任し、ウィーンを拠点に国際的な活躍を広げるソプラノ歌手・中嶋彰子。華やかな存在と煌めく歌声で圧倒的な人気を集めています。



世界の名曲を旅するように楽しめるソプラノ・リサイタルです。あさひ少年少女合唱団との共演も予定しています。

日時／9月11日(土) 開演：午後2時

出演／中嶋彰子(ソプラノ)、斉藤雅昭(ピアノ)

会場／いいおかユートピアセンター 潮騒ホール

入場料／一般1,000円、高校生以下無料 ※全席指定。事前にチケットをお求めください。

チケット発売所／三川屋国道店、サンモールインフォメーション、向後文具店、東総文化会館、干潟公民館、いいおかユートピアセンター

問い合わせ先

生涯学習課文化振興班 ☎85-8628

あさひロシア交流コンサート中止のお知らせ

12月5日(日)に開催を予定していた「あさひロシア交流コンサート」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、出演団体の来日が難しくなったため、中止となりました。
生涯学習課文化振興班 ☎85-8628